

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年7月4日（火）午後1時30分～午後3時40分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

伊部智隆，内嶋順一，河原俊也，小村陽子，白石葉子，大門匡，西山俊太郎，仁平正夫，浜田尚樹，藤塚正人，松谷佳樹，三村圭美，山本真実

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐

（オブザーバー）

弁護士（神奈川県弁護士会所属），少年次席家庭裁判所調査官，主任家庭裁判所調査官

第4 テーマ

最近の少年非行の傾向を踏まえて，再非行を防止する上で必要となる家庭裁判所の工夫—補導委託の活性化を中心に—

第5 議事（以下，◎委員長，○委員，◆オブザーバー及び事務担当者）

1 委員長代理氏名

委員長から松谷委員が委員長代理に指名された。

2 河原委員から，テーマの趣旨等について，次のとおり説明された。

少年事件係属件数は，毎年減少しているが，個々の事件内容については，以前の代表的な非行であった暴走族，校内暴力，恐喝，シンナーに代表される毒物及び劇物取締法違反等は割合を大きく減らし，一方で，インターネット，スマートフォン等を用いた非行，いじめ，虐待，引きこもり，発達障害等の事情がある非行も目立つようになっている。

家庭裁判所は，多数の専門スタッフを備え，少年像や家族への対応を変化させながら家庭裁判所調査官による調査面接時の働き掛けなどの教育的措置のほか，民間のボランティアの協力の下，後に説明する補導委託を行うなど，再非行防止に効果的と思われる取組を施してきている。

これらの取組が最近の少年像や非行の特性を踏まえたものとなっているか，新たな変化に対応するために家庭裁判所に求められるものは何なのかについて，委員の皆様から御意見をお伺いし，種々の取組をより効果的なものに改善することに生かしたいと考えている。

特に、少年を一定期間、民間のボランティアの下に預け、行動全般を観察しながら、当該少年に最も適切な処遇を模索する補導委託は、審判廷や面接室での言動とは異なった少年の側面も観察することができるなど、より掘り下げた教育的措置を取ることができる。しかし、旧来型の非行少年を念頭に置いた補導委託先が有効な少年は一定数いるものの、従来の関わり方では必ずしもうまく対応できない少年もみられるようになっており、家庭裁判所にとって、補導委託先の新規開拓と現在のものを含めた、その活性化は急務の課題となっている。

そこで、特に補導委託を活性化するための方策について委員の皆様から多くの御意見をいただきたく、テーマとした。

- 3 引き続き次席家庭裁判所調査官及び主任家庭裁判所調査官から①少年非行の概況と変遷、②少年審判における試験観察と補導委託、③横浜家庭裁判所における補導委託の現状と課題、④就労支援とのコラボレーションや委託先の開拓等の取組について、説明があった。

また、委員長から、少年事件数は昭和58年がピークで全国の家庭裁判所で約69万件であったところ、平成28年は約8万件で、少年人口が約半分までも減少していないのに対し、約8分の1になったことは、関係機関や家庭裁判所の努力によると考えられる一方、再非行率の上昇と保護処分率の上昇から見ると、非行を起こした少年への対応が難しいのは否定できず、補導委託の活性化は、そのような中での家庭裁判所の大切な取組であると補足説明があった。

- 4 神奈川県弁護士会所属弁護士から①付添人としての役割、②再非行防止のための取組として、少年自身に内省や更生に対する意欲を持たせるためのアプローチ、家庭、学校等の環境調整、③取組における問題点、④付添人の視点での委託先に住ませる補導委託と在宅試験観察のメリット、デメリット、⑤家庭裁判所に求める補導委託の在り方について、説明があった。

5 意見交換

- ◎ 裁判所からは、補導委託先として民間の力が必要で、補導委託には少年を委託先に住まわせて補導するものと、委託先に少年を通わせて補導するものがあると説明があったが、①その探し方や活用の在り方について、②今の少年が何に興味を持っているか、どのようなことであれば立ち直りのきっかけになるかについて、先ほどの付添人の立場からの御説明やアイデア等も踏まえて、委員の方から自由に御発言いただきたい。
- 補導委託の趣旨は、審判決定までに立ち直れるか、再非行しないか等少年の可能性を探る期間であると理解したが、その委託期間はどのように決められるのか。また、補導委託が決まる際の保護者への関わりと委託中の保護者の関わりについて伺いたい。
- 期間については、事案によって決めるので様々であるが、裁判所の監督下に置かれるため少年の人権にも配慮し、3、4か月、長くても半年程度が目安となっている。
保護者との関わりについては、月に2回くらい裁判所や家で面接したり、悩みを抱えている保護者に対しては、教育的措置の一環として実施している保護者の会に参加してもらおうなどし、保護者の抱える問題に応じて働きかけている。
- ◆ 保護者との関わりについて、通所して補導するものでは裁判所での面接を通じて指

導したり、親子に課題を与えてもらうことで、少年の立ち直りを探っていく。

少年を住まわせて補導するもの場合は少なからず家族との葛藤があるケースのため、家庭裁判所調査官と保護者との定期的な面接調査等を通じて、少年が戻ってきた時の受け入れ態勢として保護者としてどのように少年と関わっていくのか、何ができるかを考えてもらうようにしている。

- 少年非行の質の変化の説明の中で、最近の特徴としていじめ、虐待被害、引きこもり、発達障害が並列に挙げられていた。いじめ、虐待被害、引きこもりは他者との関わりによる二次的なものであり、発達障害は一次的なものとするが、発達障害についてどのように捉えられているか。
- ◆ 最近の子どもを取り巻く社会状況や変化の列挙として取り上げた。先ほど説明したとおり発達障害が非行の直接の原因であるとは捉えていない。発達障害は、人との関係性に問題があるので、愛情を掛けるだけでなく早い段階から人との接し方をきちんと伝えて理解してもらうことが必要だと思う。濃密な人間関係の中で気づきを与えて成長を促す以前に、まず周囲が特性を理解して配慮することが必要な場合もある。その意味で周りの理解や配慮が必要であるいじめや被虐待経験と同一として捉え列挙させていただいた。
- 少年非行は、問題行動として少年一人が悪いものとしてとらえられないよう、周りの環境を整えることが重要であると思う。

また、高齢化に伴い少年の受け入れ先が減少していく中で、社会全体で子どもを支援していくことが重要であるとする。裁判所としてそのことを社会にアピールすることを行っているか。
- ◆ 裁判所を知っていただくための広報活動は行っているが、少年を支援するという視点のみの広報活動を行ったことはない。
- 一つの会社でできることには限界がある。社会全体で支えていこうと考えないと限定的な展開にとどまるのではないか。
- ◎ 裁判所は少年の更生について、その一部を担っているが、司法機関であるから少年の非行に見合った教育的措置を行い、決定後は少年院や保護観察所、あるいは学校などの社会資源に委ねていくことが役目である。このためできることに限界はあるが、少年が再非行しないよう工夫している一つとして補導委託があるということを知っていただくことは重要である。
- 少年非行の質の変化に伴い、補導委託の割合は増えているのか。また、対人関係を築く力に課題を抱えている少年はどの程度増えているか。
- ◆ 補導委託は、少年の立ち直りのきっかけを探すための糸口として、再非行の防止のツールとして必要であると考えており、少年非行の件数が全体に減少する中、横浜家庭裁判所での補導委託の割合は増加している。

実務者としては、対人関係を築く力に課題を抱えている少年が増えてきているとの実感がある。以前は発達障害との言葉がなかっただけで、以前から子どもの背景としてあったかもしれないが、そのような特徴のある子どもを最近をよく見るようになった。
- 委託者には実費のみが支払われ、ボランティアで報酬は支払われていない。金儲けの受託はありえないが、この無報酬で実費のみの支払制度は今後変わらないのか。

次に、終局処分に向けての手續構造として、調査の結果の審判開始、調査の結果の検察官送致、中間処分としての家庭裁判所調査官による試験観察と、専門職として家庭裁判所調査官があらゆる場面で関与している。したがって、家庭裁判所に求められることは、家庭裁判所調査官の力量を高めることに尽きると考える。

- ◎ 委託費について、どのくらい支払ったら良いかとの御意見はあるのか。
- そこまでの意見はないが、少年法の規定がある以上、現在の制度が続くのか、あるいは、報酬との名とは違った形で実費以外に支払はできないのか。
- ◎ 横浜家庭裁判所の一存ではお答えできることではないが、現状において、何かプラスするとの話は聞いていない。
- ◆ 家庭裁判所調査官の力量の向上の重要性については真摯に受け止め、日々研鑽し、信頼にこたえられるよう今後もより一層努力していきたい。
- 付添人として、エネルギーがなく家にこもってゲームばかりしている、社会の中で生きて行けるのか先の見えない少年へのアプローチが難しいと感じている。そこで、今回紹介のあった団体や施設等外の社会と関わり、体験を通じて自信を持つことは大事であると思う。将来の就職につながるような、例えば中学校が実施している職業体験、2日間保育園や近くのコンビニ等で職業体験する、そのようなタイプの補導委託が裁判所でもあって良いのではないか。また、就労支援ができる団体があったら良いと思う。

裁判所のパンフレットに記載されている委託先や家庭裁判所が現在活用している委託先はどのように探されたのか伺いたい。

- ◆ 地元との付き合いの中で、個人商店等は直接職員が飛び込みで依頼して開拓したり、現に受託されている方の知り合いに成功体験を話していただいた上で、職員が伺い依頼した。

また、業界団体の集まりにお伺いして説明することもあるが、難しいとのお答えをいただくことも多く、全てが上手くいくものではない。

- 児童相談所では、非行少年の相談は減少しているが、虐待の相談が増えている。特に16歳から18歳の子どもが家に帰りたくない、又は親に養育放棄され、行き場を失い転々として補導され、児童相談所につながってくるケースが目立ってきている。

また、虐待等で児童養護施設に入所している子どもは、高校卒業後の進学率は増えているが、就職した子どもが職場に定着できず離職するケースが増えている。再就職するにも自立するための住まいがない等の問題がある。こうした行き場のない子どもをどのように支援していくかが課題となっている。

県ではハローワークと就労支援検討会を立ち上げ、家庭に恵まれず対人関係や一般常識を身に付けられなかった子どもを理解いただいて雇用してもらえよう、企業を対象に説明会を企画検討しているので、家庭裁判所とも協働できたら良いと思っている。

もう一点、子どもとの相談の中で就きたい仕事を聞くと、アニメ声優、アイドルイベント関係等の希望がある。通所して補導するものとして紹介のあったスポーツ大会のチケットもぎり等短期の経験ができる委託先につながれば良い。

また、子どもには、挨拶がきちんとできる子もいれば、発達障害等で人間関係形成

が難しい子もいるため、その子の生育歴、環境、背景によって委託先も変える必要があると思う。

- ◎ 本日は、有益な御意見を色々いただきました。当庁で検討し、工夫できる点を考え、今後の補導委託に生かしていきたいと思う。

第6 次回テーマについて

横浜家裁における親ガイダンスの取組について～両親の紛争下での子の心理や子の接し方について～